

所管課：教育部生涯学習課

期 間：令和3年4月1日～令和4年3月31日

令和3年度 地区公民館等管理運営評価表

1 施設概要

設置目的	北本市地区公民館等における市民の生涯学習及びレクリエーション活動を推進し、市民の教養の向上、生活文化の振興、健康及び社会福祉の増進に寄与すること。
施設内容	1. 南部公民館、南部集会所 2. 東部公民館、東部集会所 3. 西部公民館、西部集会所、荒井公園 4. 北部公民館、北部集会所 5. 中丸公民館、中丸集会所 6. 勤労福祉センター 7. コミュニティセンター 8. 学習センター
指定管理料の支出額	協定締結額 171,230,000 円 支出済額 171,230,000 円

2 指定管理者

名 称	一般社団法人北本市コミュニティ協議会
所 在	北本市本町8丁目156番地3
指定期間	平成29年4月1日～令和4年3月31日
業務範囲	(1) 施設の利用許可に関する業務 (2) 施設の利用に係る料金の収受に関する業務 (3) 施設、設備及び備品の維持管理に関する業務 (4) 主催事業（イベント含む）に関する業務 (5) その他、施設の設置の目的を達成するために必要な業務であって、教育委員会と協議の上定めた業務

3 管理運営の実績

施設の貸出状況等	条例・規則、仕様書に基づいた受付・貸出が行われた。 ・利用者数は195,689人（令和2年度140,693人）で前年比54,996人の増、率にして約39.1%の増。（令和元年度278,576人）
料金の収受の状況	条例・規則に基づき収受が行われた。 ・貸館業務16,230,500円で前年比4,507,800円、率にして約38.5%の増（令和2年度11,722,700円）。（令和元年度18,770,225円）
自主事業の状況	新型コロナウイルス感染症対策を行いながら、各館で高齢者学級やサロン事業等を実施した。
施設維持管理の状況	清掃、設備の点検、警備、植栽の管理等が行われた。
収支の状況	(1) 収入 211,441,651 円 指定管理料 171,230,000 円、利用料金 16,230,500 円、主催事業収入 207,000 円、公民館サロン補助金 280,000 円、雑収入

	<p>(印刷機、コピー機、公衆電話) 819,320 円、受取利息 111 円、繰越金 22,674,720 円 (令和 3 年度返還済)</p> <p>(2) 支出 211,441,651 円</p> <p>人件費(報酬)88,677,740 円、事務費 24,463,674 円、管理費 68,195,544 円、事業費 886,529 円、予備費 0 円、繰越金 6,543,444 円</p> <p>(3) 収支 0 円 (但し、繰越金 6,543,444 円)</p>
--	---

4 利用者の満足度調査等

利用者アンケートの結果	<p>3月に実施したお客様アンケートからは、来館者の約 3/4 が女性である。来館者の年代は、8割近くの人が 60 歳以上の年配者である。来館者の居住地は、市内在住者が多いが、1割強は市外から来館している。交通手段は、自動車が約 6割、自転車が約 2.5割、徒歩が約 1.5割となっている。公民館等の新型コロナウイルス感染症の対策については、約 9割が良いと評価している。公民館利用の目的は、「健康の維持・増進」が約 33%と最も多く、「人との交流」が約 18%、「体力・技術の向上」が約 15%と続いている。</p>
利用者の意見、苦情等とその対応	<p>・夜間利用者への閉館時間の事前案内について苦情があったため、人によることなく、全スタッフができるように徹底した。</p>

5 庁内検査委員会のまとめ

所見	<ul style="list-style-type: none"> ・指定管理業務とコミュニティ協議会の業務が報告書内で混在しているため、適切に区分すること。 ・苦情対応等については、担当課と協議の上、適切に行うこと。また、その結果を記載すること。
----	---

6 前回評価委員会の指摘事項

指摘事項	<ul style="list-style-type: none"> ・市民の貴重な財産であることを考慮し、国の通知、審議会答申、研究報告等を踏まえつつ、現在の施設における課題に対して具体的な取り組みを明示すること。
対応状況	<p>民間企業と連携し、総務省の進める「利用者向けデジタル活用支援推進事業」による講師を招き、公民館において「高齢者のためのスマホ教室」を令和 3 年度に 2 回開催した。</p>

7 評価委員会のまとめ

総合評価	<ul style="list-style-type: none"> ● A：業務が履行され、施設の管理運営が適切になされている。 ○ B：一部改善を要する事項はあるが、施設の管理運営がほぼ適切になされている。 ○ C：履行に重大な問題がある
所見	<ul style="list-style-type: none"> ・市教育委員会は、公民館が果たすべき役割について、文科省等の通知、答申、提言に対する考え方を踏まえ、指定管理者と連携して今

	<p>後の基本方針と具体策を検討すること。</p> <ul style="list-style-type: none">・仕様書の記載にあたっては、十分に注意を払うこと。・余剰金を過年度にわたって返金したことについては指定管理者制度の趣旨からすると疑義が残る。適切な施設運営のため、手続き等を検証すること。
--	--

(評価実施日 令和4年7月12日)